

平成26年度政府予算提言・要望書

(東日本大震災津波に関する項目を除く)

平成25年6月26日

岩手県知事 達増拓也

目 次

1	地方の税財源の確保・充実	1
	(総務省・財務省)	
2	TPP協定交渉	3
	(内閣官房・外務省・財務省・農林水産省・経済産業省)	
3	デジタル・デバイドの解消	4
	(総務省)	
4	社会保障・税番号制度に係る財源措置	5
	(内閣官房・総務省)	
5	JR岩泉線の早期復旧に係る国の支援	6
	(国土交通省)	
6	並行在来線への財政支援の一層強化	7
	(国土交通省)	
7	北上川の清流化確保対策	8
	(総務省・経済産業省・環境省・国土交通省)	
8	地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充	10
	(消費者庁)	
9	地域医療再生のための総合的な政策の確立	11
	(厚生労働省)	
10	医師確保等人材の育成支援	13
	(厚生労働省・文部科学省・総務省)	
11	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等	15
	(厚生労働省・文部科学省・総務省)	
12	少子化対策の推進	17
	(厚生労働省・総務省)	
13	災害時における要援護者の支援	19
	(厚生労働省)	
14	自殺対策の充実	21
	(内閣府・厚生労働省)	
15	診療報酬の改定	22
	(厚生労働省)	

16	病院事業に係る地方財政措置拡充	24
	(総務省)	
17	農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」	26
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
18	野生鳥獣対策の拡充	38
	(農林水産省・環境省)	
19	農地・森林・水産基盤の整備及び保全	40
	(農林水産省・林野庁・水産庁)	
20	道路整備事業の促進	49
	(財務省・国土交通省)	
21	河川・砂防施設整備事業の促進	51
	(財務省・国土交通省)	
22	港湾・海岸整備事業の促進	53
	(財務省・国土交通省)	
23	地方の社会資本整備を推進するための予算の確保	54
	(財務省・国土交通省)	
24	浄化槽整備事業の推進	56
	(環境省)	
25	農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大	57
	(農林水産省)	
26	第71回国民体育大会及び第16回全国障害者スポーツ大会開催に係る支援	58
	(文部科学省・厚生労働省)	
27	高校授業料無償化の継続及び拡充	60
	(文部科学省)	
28	高校生を対象とした奨学金制度の拡充	61
	(文部科学省)	
29	新たな教職員定数改善計画の策定	62
	(文部科学省)	
30	学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充	63
	(文部科学省)	
31	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置	65
	(文化庁)	

1 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や偏在性のない安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

社会保障関係経費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源の総額について、引き続き確保するよう要望します。

なお、地方財政計画の策定に当たっては、税収を的確に見込むとともに、歳出においても地方単独事業等の財政需要を適切に反映するよう要望します。

地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、平成 23 年度から平成 25 年度までの地方財政対策で行われたような臨時財政対策債の大量発行によるのではなく、地方交付税法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき国税 5 税の地方交付税法定率を引き上げるよう要望します。

また、平成 25 年度に実施された国家公務員の給与減額支給措置に準じた削減を地方交付税に反映するような手法は、今後断じて行わないよう要望します。

【現状と課題】

○ 社会保障関係費の伸び

財源総額が縮小する傾向にありながら、社会保障関係経費は右肩上がりである。

【歳出総額のうち社会保障関係費の割合】 (単位：千円)

	H20	H21	H22	H23 (※)
歳 出 (A)	664, 215, 727	725, 939, 994	688, 284, 919	725, 367, 303
社会保障関係費 (B)	61, 263, 228	63, 488, 597	72, 018, 607	76, 699, 868
(B) / (A)	9.22%	8.75%	10.46%	10.57%

(※) H23 は、震災対応分を除く歳出の合計であること。

○ 臨時財政対策債の発行額

(単位：千円)

	H23	H24	H25
発 行 額	51, 153, 000	48, 747, 000	46, 248, 000

【県担当部局】総務部 財政課

《 要 望 事 項 》

2 地方税財源の充実強化

(1) 国・地方間の税源配分の見直し

地方分権改革を推進するため、国・地方間の税財源の配分のあり方を見直すよう要望します。その際には、税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

(2) 地方消費税の清算基準の見直し

地方消費税は、主要税目の中で、最も偏在度が低い税目ではありますが、それでも一定の偏在性があることから、できるだけ人口に比例的な税収帰属が実現するよう、地方消費税清算金にかかる清算基準を見直すよう要望します。

【現状と課題】

(1) 国と地方の歳出比が4：6であるのに対し、国と地方の税収比は5.5：4.5となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。

税源の偏在性は人口1人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところであるが、本県(H23 189,860円)は、全国平均(同269,789円)の70.4%で、全国最高の東京都(同453,148円)の半分に満たない。

(2) 現行の地方消費税の清算基準は、最終消費地に税収を帰属するため、「消費に関連した小売年間販売額+サービス業対個人事業収入額」、「人口」及び「従業者数」を用いた基準により都道府県間において清算されているが、人口基準に応じて清算した場合1,583百万円の収入増が見込まれること。

【県担当部局】総務部 税務課

2 TPP協定交渉

TPP協定は、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、投資、医療、労働、政府調達など、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、TPP協定交渉への参加については、国民に対する十分な情報開示と説明を行い、国民的議論を尽くした上で、慎重に判断するよう繰り返し強く求めてきたところです。

しかしながら、このような対応が政府において十分になされないまま、日本の交渉参加について交渉参加国との事前協議の合意がなされ、交渉参加に向けた準備が進められています。このため、次のことを要望します。

《 要 望 事 項 》

1 TPP協定交渉への姿勢

TPP協定が地方の経済活動や国民生活に与える影響、関係国との協議内容などについて、今後、十分な情報開示と説明を行うとともに、国益にそぐわない交渉は決して行わないよう要望します。

2 農林水産業等への配慮

本県の基幹産業であり、国土や自然環境の保全など多面的な機能を有する農林水産業については、経済連携の推進のあるなしにかかわらず、将来にわたり持続的に発展していけるよう、その再生・強化を図る施策を講ずるよう要望します。

また、施策の推進に当たっては、地域における集落営農や6次産業化などの取組の努力が実を結ぶよう十分に配慮することを併せて要望します。

3 被災地への配慮

経済連携の推進が、東日本大震災津波からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることがないよう、十分に配慮することを要望します。

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室
農林水産部 農林水産企画室

3 デジタル・ディバイドの解消

地域間のデジタル・ディバイド（情報通信格差）を解消し、国民が等しく情報化の恩恵を享受できる環境を実現するため、ブロードバンドや携帯電話などの情報通信基盤の整備及び利活用の推進を図るよう要望します。

また、地上デジタル放送の地上系恒久対策などの受信側対策において、全ての住民が情報の地域間格差なく地上デジタル放送のメリットを享受できるよう、国として必要な対策を講じるよう要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 通信事業者の設備投資を促進するための支援制度の創設及び拡充

条件不利地域における通信事業者の設備投資を促進するため、低利融資、税制優遇措置、債務保証などの支援制度の拡充を図るとともに、通信事業者を事業主体とする補助制度を創設するよう要望します。

また、ユニバーサルサービス制度を見直し、光ファイバ等のブロードバンド基盤や携帯電話基地局等の整備・維持管理を対象とするよう要望します。

2 市町村の維持管理運営費等に係る支援制度の創設

公設民営方式により情報通信基盤を整備した市町村の負担を軽減し、その安定的な運営を図るため、維持管理運営費や設備更新費について支援する制度を創設するよう要望します。

3 地上デジタル放送の受信側対策

「新たな難視地区」及び「デジタル化困難共聴施設」の対策について、住民の過重な負担とならないよう現行補助制度を拡充することを要望します。

【現状と課題】

- 本県は条件不利地域を多く抱え、採算面から民間主導による情報通信基盤の整備が進みにくい。
- 地上デジタル放送の受信側対策は、暫定的な難視聴対策事業が終了する平成 26 年度末までに完了させる必要。

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

4 社会保障・税番号制度に係る財源措置

社会保障・税番号制度が国家的な情報基盤であることを踏まえ、導入に伴う経費等については、国の責任における財源措置を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 社会保障・税番号制度の導入に伴う経費の措置

制度の導入に伴うシステム及びネットワークの構築・改修や運営に係る経費は、国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることがないように要望します。

また、制度の導入に必要な公的個人認証サービスの改良に要する経費等について、必要な財政措置を講じるよう要望します。

2 地方公共団体情報システム機構に係る地方負担の減額・廃止

地方公共団体情報システム機構の設立及び運営に当たっては、情報提供手数料等の適切な設定や国と地方の負担割合の明確化等により受益と責任に応じた経費負担を実現し、地方負担の減額、廃止を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 社会保障・税番号制度の導入に伴う経費の措置

- 社会保障・税番号制度は、国家的な情報基盤であるが、システム及びネットワークの構築・改修や運営に係る経費負担は明確になっていない状況。

2 地方公共団体情報システム機構に係る地方負担の減額・廃止

- 現在の公的個人認証サービスの運営においては、制度創設時の過大な利用見込みにより、毎年度、地方に多額の経費負担が発生していることから、今回は、より慎重な検討が必要。

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

5 JR岩泉線の早期復旧に係る国の支援

JR岩泉線は、平成22年7月31日の土砂崩壊災害発生以来全線不通となっており、地域住民は、代行マイクロバスによる長時間の乗車等の不便に耐えながらの生活を余儀なくされています。

このような状況の中、平成24年3月に、東日本旅客鉄道株式会社が示した鉄道での復旧を断念する旨の方針は一方的で、かつ、これまでの地元自治体の要望や地域の切実なる思い、意向に相反するものであり、極めて遺憾であります。

東日本大震災津波で甚大な被害を受けた宮古市及び岩泉町は、復興に向け懸命に努力しているところであり、JR岩泉線の再開は、震災復興に取り組むこれら地域の大きな支えになるものと確信しております。

つきましては、JR岩泉線の早期復旧に向け、特段の御配慮をお願いします。

《 要 望 事 項 》

1 東日本旅客鉄道株式会社への法律に基づく指導・助言等の措置

JR岩泉線の早期全線復旧に向け、東日本旅客鉄道株式会社に対し、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の改正法に基づく必要な指導・助言等の措置を講じるよう要望します。

2 東日本旅客鉄道株式会社への鉄道の早期復旧に向けた協議の場の設置指導

鉄道の早期復旧に向けた地元自治体や地域住民との協議の場を設けるよう、東日本旅客鉄道株式会社に対して指導することを要望します。

【現状と課題】

- 並行する国道340号は、道幅が狭く、急カーブ、急こう配が続くため、車酔いなどの体調不良を訴える人もおり、利用者の負担が大きいことや、列車と比べて所要時間が長く、特にも冬期間は、道路状況が悪化することから、鉄道の代替道路となり得ないもの。
- 昭和57年に廃止対象路線となった際にも、国道340号が代替道路に適さなかったことから、路線維持となった経緯があり、現在でも道路条件に大きな変化はないもの。

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

6 並行在来線への財政支援の一層強化

国内貨物輸送における鉄道の役割が高まっており、重要なインフラとして維持していく必要がありますが、その一旦を担っている並行在来線における安全性の向上に資する設備の整備が国土強靱化のために不可欠となっていることから、国による並行在来線への財政支援の一層強化を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の一層強化

地域公共交通確保維持改善事業のうち、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、交付の対象要件の緩和、対象経費の拡大及び補助率の引上げを行うよう要望します。

【現状と課題】

- IGRいわて銀河鉄道線の開業時にJR東日本(株)から在姿・有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行し、その整備が必要。
- 国は、鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」による補助制度（補助率1/3）を措置しているが、国庫補助を受けるに当たり下記の制約があるもの。
 - ①補助対象経費が鉄道事業の経常利益より少ない場合は、補助金の交付対象外。
 - ②補助対象経費は該当設備のグレードアップ又は同種交換とされていることから、維持コスト抑制のため鉄道事業者があえてダウングレードを選択する場合は、補助対象経費外。
 - ③「鉄道事業再構築実施計画」を実施する鉄道事業者への補助率は平成25年度から1/2に引き上げられたが、貨物輸送を支えるその他の鉄道事業者への補助率は、1/3と従前通り。

【県担当部局】 政策地域部 地域振興室

7 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところであるが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置を要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、岩手県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担にかかる特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、将来はいずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑について、国が盤ぶくれ対策を早急に講ずるよう要望します。

3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国で行うよう要望します。

【現状と課題】

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

○ 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に24時間365日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に行われるよう支援していく。」との回答にとどまっている状況。

《休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（全国枠）の推移》

	予算額	概算要求額	対概算比
H25		1,915 百万円	
H24	2,028 百万円	2,028 百万円	100.0%
H23	2,091 百万円	2,091 百万円	100.0%
H21	2,000 百万円	2,067 百万円	96.8%
H19	2,046 百万円	2,056 百万円	99.5%
H17	2,220 百万円	2,392 百万円	92.8%

2 3メートル坑の安全対策

- 坑内からの坑廃水の流出を防いでいる密閉プラグ周辺の旧排水坑道「3メートル坑」は、坑道の変状が毎年進んできており、いずれ崩壊が想定されることから、国において早急に安全対策を講ずる必要。
- 密閉プラグは、鉱山行政を所管する国（経済産業省）が昭和45年度に行政代執行で設置したもので、県は、密閉プラグと3メートル坑について、法的になら管理義務を有していないことから、国が自らの責任において必要な措置をとる必要。
 しかし、これまでのところ、国からは「現場の状況を十分に確認しつつ、補助金等の活用により、3メートル坑の安全対策について支援していく。」という回答にとどまっている状況。



3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、坑廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和47年に建設省が整備に着手（全体計画 L=9,040m）し、昭和56年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和59年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている状況。
- このため平成19年度から、水質保全措置も含めて、上流（赤川）から下流（北上川）まで国直轄により河川の一体管理を行うよう要望しているところ。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課
 県土整備部 河川課

8 地方消費者行政に係る国の財政支援の継続・拡充

国では平成21年度の消費者庁の発足を契機に、平成21～23年度を地方消費者行政強化のための「集中育成・強化期間」とし、具体的支援策として都道府県に「地方消費者行政活性化交付金」及び「地域活性化・生活対策臨時交付金」を交付しました。

都道府県ではこれを活用し、「地方消費者行政活性化基金」を造成して消費生活相談体制の整備をはじめとした県及び市町村の消費者行政の充実・強化に取り組んできたところではありますが、国からの財政措置は平成25年度までとされております。

今後とも、県及び市町村が計画的・継続的に消費生活相談体制を維持・強化していくため、現在の財政措置期間終了後における国の財政支援について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

現行の基金事業期間の終了後も、計画的・継続的に地方消費者行政の機能強化を図ることができるよう、財政支援、とりわけ相談員人件費の支援を維持することを要望します。

【現状と課題】

- 国の「地方消費者行政活性化交付金」（消費者庁）及び「地域活性化・生活対策臨時交付金」（内閣府）を活用し、平成20年度から「消費者行政活性化基金」を造成し、これを財源として活用することにより、県及び市町村の消費生活相談体制の整備を始め消費者行政の充実・強化に取り組んできたところ。（平成25年4月の宮古地区での窓口開設により県内全市町村に消費者相談窓口が設置された。）
- 上記の財政措置期間は平成25年度までとされている。
当該期間終了後も県、市町村が計画的・継続的に消費生活相談体制を維持・強化していくためには、特に相談員の人件費について引き続き財政支援が必要である。

【県担当部局】 環境生活部 県民くらしの安全課

9 地域医療再生のための総合的な政策の確立

今日、地域においては、保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化等を背景として、医師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められていますが、病院勤務医師の不足が一層深刻化しており、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあることから、地域医療の再生を図るため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現するよう要望します。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行するよう要望します。

2 地域医療再生の取組に対する支援

平成21年度に創設された地域医療再生臨時特例交付金制度について、都道府県が設置した地域医療再生基金への積み増しを行うとともに、その使途については、広く自治体の裁量に委ねるなど、自由度の高い恒久的な制度とするよう要望します。

なお、現在設置している基金の活用については、医療計画期間を踏まえ、その期間の延長を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

- これまでの地域医療行政は、救急医療、へき地医療、周産期医療といった分野ごとに、個別の課題に対応した方策がとられてきたが、現状において、医師不足による医師の地域偏在、診療科偏在が進む中、従来のような個別の方策では地域医療の確保が困難。

≪本県の医師不足の現状：人口10万に対する医師数（H22 医師・歯科医師・薬剤師調査）≫

全 国	東北平均（本県除く）	岩 手 県
230.4人	208.2人	193.7人

2 地域医療再生の取組に対する支援

- 地域医療再生臨時特例交付金により造成された基金による事業の実施期間は、平成25年度又は平成27年度までであるが、地域医療再生の取組には継続的に安定した財源が必要。
※厚生労働大臣の承認を受けた上で、基金事業が完了するまで事業期間の延長が可能
- 東日本大震災津波の影響を踏まえた事業実施及びまちづくり構想との整合性を踏まえた被災地の医療提供体制の再建を図るため、地域医療の情報化や医師確保等人材の育成支援など、地方の実情に応じて基金を活用できるよう自由度の高い恒久的な交付金制度が必要。
- 現在設置している基金の実施期間については、医療計画期間を踏まえ、平成29年度まで期間の延長が必要。

【県担当部局】 保健福祉部 医療政策室

10 医師確保等人材の育成支援

東日本大震災津波による未曾有の被害により、被災前から医師不足であった本県では、沿岸部をはじめこれまでも増して医師が不足する状況となっております。

また、平成24年度の診療報酬改定は、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものの、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

地域の医療を確保するため、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を、恒久的な措置とするよう要望します。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定しているが、多額の財政負担が生じていることから、地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充するよう要望します。

3 特定診療科の医師不足の解消

各都道府県・医療圏ごとに必要な病院勤務医師数を算出するガイドラインを策定し、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実させるよう要望します。

4 総合診療医の制度化及び養成

新たな専門医制度の構築に当たっては、地域医療を担う医師を育成する観点での総合診療医の制度化及び養成について必要な措置を講じるよう要望します。

5 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業支援制度に対する財政支援の拡充

医療クラークの導入支援など、勤務医の就業環境の改善を図るとともに、女性医師の離職防止や就業支援を図る観点から、院内保育の夜間延長に要する経費等に対する支援を更に拡充するよう要望します。

【現状と課題】

1 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

- 岩手医大医学部の定員は80名から平成25年度現在130名へと拡充（増員50名のうち15名は平成29年度まで、20名は平成31年度までの措置）。
- 岩手医科大学は本県唯一の医育機関であり医師の派遣元。県内の基幹病院である県立病院や地域医療を支える医療機関の多くは、岩手医科大学からの医師派遣に依存している状況。
- 医学部の定員の減少により県内医療機関での医師確保が一層困難。地域に必要な医師を確保する観点から、定員増を恒久的な措置とし、継続的な医師養成を図ることが必要。

2 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

- 平成25年度の本県医師奨学金制度に要する費用は1,424百万円（うち、136百万円が地域医療再生基金）。費用のピークは平成29年度で、1,065百万円の見込み。
- 地域医療再生基金事業は平成27年度まで継続されるとしても、平成28年度以降は一般財源からの支出となるため、多額の財政負担が発生。

3 特定診療科の医師不足の解消

- 本県の小児科及び産婦人科の人口10万人当たり医師数は9.6人で、全国45位。
- 産科・小児科・病院勤務医の負担軽減のため、医療機関への運営費補助を実施しているほか、平成24年度の診療報酬改定において報酬点数を充実。
- 産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消するため、施策の一層の充実が必要。

4 総合診療医の制度化及び養成

- 医療の高度化、専門分化が進み、地域において総合的な診療能力を備えた医師が不足。
- 国の「専門医の在り方に関する検討会報告書」（平成25年4月公表）において、総合診療医に関する今後の養成の方向が提示。
- 総合診療医が、その養成過程あるいは専門医取得後に確実に地域医療の現場に配置されるような仕組みづくりが必要。

5 勤務医の就業環境の改善及び女性医師の離職防止・就業支援制度に対する財政支援の拡充

- 医療クラークについては、県立病院を中心に導入が進んでいる状況。
- 病院内保育所運営事業について国庫補助制度があるが、24時間に満たない時間単位の延長保育等が認められていないため、県単独で加算補助を行っており、制度の充実が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

11 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、平成24年度の診療報酬改定は、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっておりますが、地方の病院における医療の確保は、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このようなことから、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

(1) 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、地方財政措置を更に拡充するよう要望します。

(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改正

平成22年度及び24年度の診療報酬改定においては、プラス改定とともに地域の中核病院等が担っている救急医療などが評価されたところですが、公立病院等の運営に配慮した更なる評価の充実を図るよう要望します。

2 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

岩手医科大学は、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っていることから、地域医療の確保等に関し重要な役割を担っている国公立大学と同様に、私立大学に対する財政支援を充実するよう要望します。

3 医療施設の耐震化促進に対する支援

医療施設の耐震整備については、医療施設耐震化臨時特例交付金の創設により拡充されたところですが、当該交付金は臨時的な制度であり、また、現行の補助

事業は公的病院が対象とならないなど限定的なものとなっていることから、今後、耐震化を更に推進するため、恒久的かつ充実した支援制度を構築するよう要望します。

4 医療提供体制推進事業費補助金の予算確保

医療提供体制推進事業費補助金は、平成 23 年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 公立病院は、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることから、公立病院事業に係る所要額について、地方交付税による確実な措置が必要。
- 公的病院についても中核的医療機能を担っていることから、公立病院と同等の支援制度の創設が必要。
- 救急医療やへき地医療、高度・先進的な医療など、公立病院等が果たす役割についても、診療報酬における更なる評価の充実が必要。

2 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学は、県内唯一の医科大学であり、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県として研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援を実施。
- 私学であっても、他の国公立大学と同様の位置付けにある大学医学部に対する国による財政支援の充実が必要。

3 医療施設の耐震化促進に対する支援

- 臨時特例交付金による耐震整備は、災害拠点病院等を対象としているが、平成 29 年度までの臨時的な措置であり、また、現行の補助事業である医療施設耐震整備事業は、交付金事業と比較して補助額が低く抑えられているほか、公立病院は対象となっていないことから恒久的かつ充実した制度の構築が必要。
- 耐震化促進法の改正に伴い、5,000 m²以上の病院の耐震診断の義務付けが見込まれることから、耐震診断を促進するため、医療施設耐震化促進事業（医療施設運営費等補助金）の充実が必要（基準額 3,000 千円、国 1/3、県 1/3）。

4 医療提供体制推進事業費補助金の予算確保

- 平成 24 年度、本県では、15 の県事業を統合補助金（26 事業メニュー）により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の 72.9%にとどまったため、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等も大いに苦慮。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

12 少子化対策の推進

少子化対策は、市町村が地域住民や関係機関・団体等と連携して取り組む必要があることから、地域の子育て環境づくりへの支援策を一層充実強化するよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 保育サービスの一層の充実に向けた財政支援等の拡充

- (1) 病児・病後児保育や延長保育など多様な保育サービスに対する助成制度の一層の拡充を図るよう要望します。
- (2) 保育所利用者に係る徴収金基準額を引き下げるよう要望します。
- (3) 保育所における低年齢児の保育士配置基準及び保育所運営費国庫負担金における保育単価の額などを見直すよう要望します。
- (4) 保育士の人材確保対策の継続的な実施及び拡充を図るよう要望します。

2 児童家庭相談機能の充実のための財政支援の拡充

町村における児童家庭相談の機能を充実し、児童虐待防止につなげるため、専任職員を配置できるよう財政支援の拡充を図ることを要望します。

【現状と課題】

1 保育サービスの一層の充実に向けた財政支援等の拡充

- 保護者の就労形態の多様化などに伴う各種保育サービスの一層の拡充と、実施主体である市町村への財政支援の拡充が必要。
- 保護者の一層の負担軽減のために、基準となる国の「保育料徴収金基準額表」の改正が必要。
- 低年齢児の保育士配置基準及び国の財政的支援制度の見直しが必要。
- 国の平成 24 年度補正予算において、保育士の人材確保対策事業が拡充されたが、未だ保育士が不足していることから、事業の継続的な実施が必要。

2 児童家庭相談機能の充実のための財政支援の拡充

- 県全体の児童虐待相談件数は、年々増加しているほか、相談内容が複雑、多様化。

- 個々の家庭への的確な相談や深刻化する児童虐待に対応する相談体制の強化を図るため、市町村への専任職員、児童福祉司や保育士などの有資格者の配置、児童相談所の職員の資質向上が必要。

《児童虐待処理件数》

区 分	H19	H20	H21	H22	H23
岩手県 (受付件数)	288 (295)	273 (274)	293 (302)	361 (358)	392 (382)
(参考)市町村 (受付件数)	458 (464)	483 (488)	457 (455)	516 (534)	526 (535)
全 国	40,639	42,664	44,211	55,152	59,862

【県担当部局】保健福祉部 児童家庭課

13 災害時における要援護者の支援

避難所や福祉避難所における高齢者、障がい者等の要援護者に対する支援については、過去に発生した大規模な災害を踏まえ、これまでも一定の対応がなされてきたところですが、避難所生活が長期間に及んだ東日本大震災津波においては、要援護者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対応、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が一層強く認められたところです。

しかし、災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む）」に関する規定はなく、事前に明確となっていない事項が多いことから、要援護者を救助するため被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的取扱いに苦慮したところではあります。

については、新たな大規模災害の発生に備え、要援護者の支援体制を充実させるため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 災害救助法の救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第23条第1項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要援護者への福祉的支援が、災害救助の基本施策の一つであることを明確にするよう要望します。

また、同法第24条の「救助に従事できる者」に「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について災害救助費による支弁が可能であることを明確にするよう要望します。

2 災害派遣福祉チームの制度化

災害時に避難所や福祉避難所において、要介護高齢者や認知症高齢者、障がい者等の要援護者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行うとともに、要援護者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成する

「災害派遣福祉チーム」の制度化と併せ、全国組織において当該チームを派遣・調整するシステムを早急に構築するよう要望します。

【現状と課題】

1 災害救助法の救助の種類への「福祉」の追加

- 災害救助法による救助には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む。）」に関する規定はなく、事前に明確となっていない事項が多い状況。
- このため、東日本大震災津波において、県内福祉専門職能団体が行った要援護者の支援のうち、避難所及び福祉避難所における活動とみなされたものは、避難所設営に係る経費として災害救助費から支弁されたが、救助法上「福祉」が明確に位置付けられてないため、後付けで整理された状況。

【県担当部局】保健福祉部 地域福祉課

14 自殺対策の充実

自殺対策については、地域自殺対策緊急強化基金の活用により、県・市町村や関係団体において、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところですが、未だ道半ばであり、かつ、今般の東日本大震災津波による自殺者の増加が懸念されるところです。

については、自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

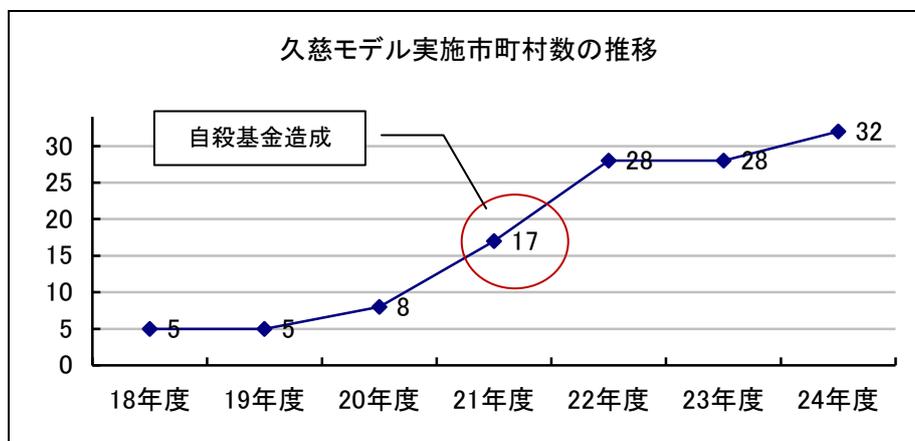
《 要望事項 》

1 自殺対策に係る恒久的かつ十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、「地域自殺対策緊急強化事業（基金事業）」終了後においても、恒久的かつ十分な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 県では「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、自殺対策に係る取組を推進しているが、当該基金の実施期間は平成25年度までとされている状況。
- 精神科医療資源が不足している被災地において、こころのケア活動と連携しながら、きめ細かな自殺対策を継続していく必要があるが、今後の財源確保の見通しが立っていない状況。
- 県では久慈モデル（久慈保健所管内で行ってきた包括的な自殺対策プログラム）を全市町村に波及させることを一つの目標として取り組んでいるが、当該基金による財政支援を行ったことにより、市町村の取組が大きく進んだもの。



【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

15 診療報酬の改定

平成24年4月に行われた診療報酬改定において、前回に引き続きプラス改定されたことは一定の評価をするものでありますが、公立病院が厳しい経営環境にありながらも、住民のニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定に当たっては、次のとおりの評価の充実が図られるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 へき地・救急医療等への評価の充実

へき地医療・救急医療等に対応している状況への評価が十分とは言い難い状況であり、医療技術の適正な評価と医療機関の機能的コストなどを適切に反映するなど、実情を十分考慮するよう要望します。

2 診療機能分担への評価の充実

公立病院等においては、診療機能の分担により地域医療連携（病病・病診連携）を図りながら医療機能体制を提供しているが、同一開設者の病院間における紹介、逆紹介は診療報酬に反映される仕組みとはなっていないことから、地域の実情を十分考慮するよう要望します。

3 消費税率が引き上げられた場合の診療報酬による補填

仮に税率を引き上げる場合は、増加する消費税負担額について、診療報酬の引上げにより確実に補填するとともに、今後現行の制度で推移した場合、医療機関の損税負担が増し、医療提供体制を維持していくことが困難になることから、医療に係る消費税制の見直しや手厚い支援を図るよう要望します。

【現状と課題】

本県県立病院事業は、平成 23 年度末で累積欠損金が 20,505 百万円となっている。これは、平成 14 年度以降 4 回にわたる診療報酬のマイナス改定が大きく影響しており、平成 21 年度までの累積の影響額は 32,663 百万円のマイナスと見込まれている。

1 へき地・救急医療等への評価の充実

- 現行制度では、へき地は「離島加算（入院 1 日につき 18 点）」、都市部は「地域加算（地域によって入院 1 日につき 3 点～18 点）」と、地域に着目した加算措置が講じられているものの、過疎地域自立促進特別措置法に定める過疎地域に対しては加算措置がされていない状況。
- 救急医療については、現行の救急医療管理加算の算定期間の限度が 7 日であるが、本県の基幹病院（9 病院）の平均在院日数が 12.6 日で最短の病院では 10.4 日となっており、その算定期間が現状に対して不足しているなど、これらの項目は診療報酬制度における評価が不十分。

2 診療機能分担への評価の充実

- 機能分担による病病、病診連携を推進し医療機能体制を提供しているが、中心的役割を担っている県立病院が、同一開設者であるがゆえ、入院期間が通算（初回入院日が起算日）となるなど、連携の強化を図れば図るほど診療報酬が減額となっていることや、地域医療支援病院の承認要件である紹介率、逆紹介率にも反映されない状況。

3 消費税率が引き上げられた場合の診療報酬による補填

- 現行では、病院が医療機器や薬品、診療材料を購入する際には 5 %の消費税がかかるが、診療報酬の消費税は非課税扱いとされているため、病院は 5 %分を患者に転嫁できず、仕入控除できない消費税等が生じ、病院が税の最終負担者となる損税が発生。
- 今般の税率引上げに係る法改正では、諸施策に関する措置として、医療機関等の仕入れに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当することとされており、これまで同様、診療報酬の引上げにより措置される見込みであるが、当該手当が不十分なものとなった場合、損税負担が重くのしかかり、病院経営がより困難なものになると懸念。

【県担当部局】医療局 医事企画課

16 病院事業に係る地方財政措置拡充

本県の県立病院事業は、高度医療、精神科等の特殊医療、不採算地区医療などの分野を広く担当しており、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、公立病院に対する地方財政措置の拡充を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立病院運営に対する財政措置の拡充

診療報酬の増額によってもなお不足する公立病院運営に対する地方財政措置の拡充を行うよう要望します。

2 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

医師の確保・定着に向けた勤務環境の改善や、住民が安心できる医療提供体制の整備と電子カルテ化や地域連携パスへの対応など医療のIT化を進める必要があることから、こうした経費について適切な財政措置を講じるよう要望します。

3 医師確保困難地域に対する財政措置の拡充

平成21年度から医師の勤務環境改善のため医師確保対策について地方財政措置が拡充されたところであるが、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域の勤務医師への手当加算制度をはじめ、病院勤務医を適切に評価し支援するために必要な処遇改善に対して、適切な財政措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 公立病院運営に対する財政措置の拡充

- 病院事業については、収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもなお収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費については、一般会計が負担するものとされており、一般会計からの繰出金について、所要額が毎年度地方財政計画に計上され、その一部について普通交付税及び特別交付税により財政措置が講じられている状況。

2 医師の勤務環境改善等に対する財政措置の拡充

- 電子カルテ等医療のIT化に要する経費は診療報酬で手当てされておらず、導入経費、ランニングコスト、さらに更新費用についても医療機関の持ち出しとなっている状況。

公立病院においては建設改良費に係る企業債元利償還金の2分の1が手当てされているが、1病院あたり数億円を要する導入経費の2分の1等が負担となり導入の妨げとなっている状況。

3 医師確保困難地域に対する財政措置の拡充

- 医師確保対策については、平成21年度から段階的に地方財政措置が拡充されているが、医師の絶対数の不足とともに、広大な面積を有する本県においては、県北沿岸など医師確保困難地域があり、医師の偏在が解消されていない状況。

【県担当部局】医療局 経営管理課

17 農林水産業における「担い手育成」と「産地づくり」

農林水産業の体質強化を図るため、「担い手の育成」と「産地づくり」に関する施策の充実を図るよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 競争力強化のための「攻めの農業」施策の構築

- (1) 国で検討されている「攻めの農林水産業」の施策について、具体的な検討内容を早急に示し、現場の意見を反映した施策とするよう要望します。
- (2) 農業経営の安定化を図る「経営所得安定対策」と農業農村の多面的機能の維持・増進等を図る「中山間地域等直接支払制度」を継続するとともに、安定した財源の確保と法制化を進めるよう要望します。
- (3) 担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消に向け、国で検討されている新たな施策については、地域内の農地の出し手と受け手との調整が十分機能する仕組みとするよう要望します。

【現状と課題】

(1) 「攻めの農林水産業」の施策

- 農林水産省では、平成 25 年 1 月「攻めの農林水産業推進本部」を設置し、農林水産業の多面的機能を評価した「日本型直接支払い」、「経営所得安定制度」を中心とする「担い手総合支援」と、多様な関係者を巻き込んだ我が国農林水産業の新たな展開の具体化について検討。
- この検討内容は、内閣総理大臣を議長とする「産業力競争会議」で議論され、施策の方向性は示されているものの、具体的な施策内容、予算規模、スケジュールは示されていない状況。

(2) 「経営所得安定対策」と「中山間地域等直接支払制度」の継続等

- 「農業者戸別所得補償制度」は、平成 25 年度から「経営所得安定対策」へ名称変更し、一部施策を組み替えて実施されることとなったが、現在、国は新たな制度の創設に向けて検討中。
県内の農業者からは、現行の「経営所得安定対策」の継続が求められており、意欲ある農業者が、将来ともに意欲と展望を持って営農に従事するためには、安定した財源の確保と、法制化等による制度の継続性の確保が必要。

- 新たな制度の創設に向けて国が見直しを進めている「中山間地域等直接支払制度」については、本県が平成 24 年度に実施した、第三者機関（岩手県中山間地域等直接支払制度運営協議会）において、景観維持や保全等に対する効果が極めて高いと評価され、現行制度の継続と長期安定的な制度とすることが必要。

《本県への交付状況》

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
交付面積（ha）	22,268	22,511	22,719
交付金額（億円）	33.9	34.2	34.5

(3) 担い手への農地の集積や耕作放棄地の解消に向けた施策

- 農地の出し手と受け手の仲介については、これまで、地域の農地の事情に精通している市町村や J A 等が本来業務と兼務しながら行っているのが実情。

また、現在、国は「県農地中間管理機構（仮称）」を県単位に設置し、農地の集積と耕作放棄地の解消を図る新たな施策を検討しているが、この主体となる県農業公社は、経営合理化のため人員が削減されており、新たな施策に対応できる人員が確保されていない状況。

- こうした中で県レベルの取組を行えば、農地の受け手探しや仲介が十分に機能しないことが懸念されるため、市町村など地域の農地仲介機能が生かされ、また、県農業公社が新たな施策に対応するための、人員確保が十分できる仕組みとする必要。

また、農地の中間管理の仕組みは、農地の賃借料や維持管理費、受け手との調整を行う人件費等、農地集積等に要する予算が十分確保されない場合は、農地集積等の機能が発揮できない恐れ。

《農地保有合理化法人（岩手県農業公社）による農地買入等実績（単位：ha）》

区 分	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
買 入	171.8	99.3	92.1	77.8	104.8
貸 借	321.1	156.8	65.7	39.5	54.3
売 渡	295.8	175.4	153.5	57.4	155.7

- ・ 経営リスク回避のため受け手が明確な農地のみを扱っている
- ・ 平成 22 年に設立された農地利用集積円滑化団体（市町村等）による農地仲介（貸借）の増加により、県農業公社による貸借は減少
- ・ 農地利用集積円滑化団体（市町村等）による農地仲介は、H24 年に 789ha と県農業公社による買入等面積を大幅に上回っている

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

2 新規就農者の安定的な確保・育成に向けた総合的な支援の充実

- (1) 円滑な新規就農や経営の継承・発展を支援するため、意欲と能力が高い認定就農者が「青年就農給付金」の対象となるよう制度の拡充を要望します。
- (2) 産地の農業者組織等が主体となった新規就農者の確保から早期経営安定化までの一連の取組を促進するため、機械・施設のリース料等の初度的経費について支援するとともに、十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 青年就農給付金の制度拡充

- 経営開始型では、経営リスクを負っている新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間を支援（最長5年間、年間150万円を給付）。
- 農家子弟が親元に就農する場合においても、一定スケールの経営内に基幹従事者が1名増えることとなり、これに見合う適正規模への拡大までの間は、経営面や家計面でのリスクが大きい状況。
- 将来の地域の担い手を着実に育成していく観点から、若い後継者が経営主とともに自らの経営や地域農業の発展に向けて意欲的に取り組めるよう、青年就農給付金の給付対象拡充が必要。

(2) 産地が主体となった新規就農者確保・育成の取組支援

- 就農希望者の確保から早期経営安定化までの一連の取組の中で、技術習得までは先進農家の元での研修など技術継承の仕組みが整備されてきているが、研修終了後に、経営開始するための機械・施設整備などの経費負担が大きな課題。
- 新規就農者が利用可能な現行の国庫補助事業は、ポイント制による競争型の事業となっており、活用が難しいことから、機械・施設のリース料等の初度的経費に対する支援が必要。

【県担当部局】農林水産部 農業普及技術課

《 要 望 事 項 》

3 担い手に対する支援施策の充実・強化

- (1) 担い手の農地集積と農業経営の多角化を早急に進めるため、「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」で位置付けられた地域の中心となる経営体に対する機械・施設等の整備事業の十分な予算を確保するよう要望します。
- (2) 先進的な農業者の育成と農業経営の更なる高度化のため、都道府県等が実施する労務管理やマーケティング等の経営能力向上を図る「農業版ビジネススクール」の設置・運営を支援するよう要望します。

【現状と課題】

(1) 「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体に対する整備事業の予算確保

- 現在の国の支援事業（経営体育成支援事業）においては、本県の要望額に対する交付額の割合（充足率）が低く、中心経営体等の要望に十分応えられない状況。

《本県への予算措置状況（経営体育成支援事業）》

（単位：千円）

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 24 年度補正
要望額 ①	385,092	420,117	292,534	89,245
交付額 ②	86,888	122,805	145,305	52,331
充足率(②/①)	22.6%	29.2%	49.7%	58.6%

※要望額、交付額は補助金ベース

(2) 「農業版ビジネススクール」の設置・運営支援

- 本県では農業経営者の教育施策として、岩手大学等との連携により、平成 19 年度に農業者の経営能力向上を目的とした「いわてアグリフロンティアスクール」を開設し、本県農業を牽引する人材を育成・輩出しているが、近年、運営費の確保が課題。

《いわてアグリフロンティアスクールの概要》

運営主体	いわてアグリフロンティアスクール運営協議会（岩手県、岩手大学、JAいわてグループ）
受講者	県内の認定農業者等（定員 30 名/年）
運営費	5,228 千円（H25 年度）

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

4 米需給調整の着実な推進

- (1) 今後の米の生産数量目標の配分に当たって、目標を達成した都道府県に配慮するとともに、東日本大震災津波の被災県が不利とならない算定方法とするよう要望します。
- (2) ミニマムアクセス米について、主食用米としての流通増加による価格の低下が懸念されることから、主食用米の国内需給に影響を及ぼさないよう対策を講じることを要望します。

【現状と課題】

(1) 生産数量目標の配分

- 米の生産数量目標の配分は、将来的に全国各都道府県で目標が達成されるなど、経営所得安定対策による需給調整の実効性が確保されるまでの間、目標達成した都道府県への配慮が必要。
- 東日本大震災津波により被災した水田を有する県では、生産数量目標の基礎となる需要実績の算定要素としての生産量が減少し、算定上不利となる懸念があることから、配慮が必要。

《平成 25 年産米の生産数量目標》

	25 年産	24 年産	増減率
全 国	791 万 t	793 万 t	▲0.3%
岩手県	286,350 t	282,470 t	+1.4%

※平成 24、25 年産の各都道府県の生産数量目標の設定は、米の需給調整への取組等（生産数量目標の達成実績等）に対して一定の配慮がなされている。

(2) ミニマムアクセス米の販売

- 米の取引価格が高いこと等から、ミニマムアクセス米の主食用米が注目。また、平成 23 年度から備蓄用米の買い入れ方式が変更となり、ミニマムアクセス米のうち主食用米流通相当分の国産米の市場隔離の仕組みがなくなり、これによる供給過剰から、価格下落が懸念されるため、米穀の集荷団体等からは、出口対策（主食用以外への処理）が求められている状況。
- ミニマムアクセス米の主食用流通相当分が、主食用米の国内需給に影響を及ぼさないよう応分の国産米を援助用米等として流通から隔離するなど、国として対策を取ることが必要。

《ミニマムアクセス米の状況（平成 7 年 4 月～24 年 10 月の輸入量 1,203 万 t の仕向け先）》

区分	主食用	加工用	援助用	飼料用	その他	在 庫	計
数量	120	409	293	289	14	78	1,203 万 t

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

5 施設園芸経営における燃油・資材の価格高騰対策

- (1) 燃油価格の高騰による経営への影響を緩和するため、燃油価格が一定基準以上に上昇した場合に速やかに対応するセーフティネットの構築を要望します。
- (2) 価格が高騰している園芸用パイプハウスについて、緊急的な措置として国の交付金事業の対象とするよう要望します。

【現状と課題】

(1) セーフティネットの構築

- 燃油や資材価格の上昇に伴い、園芸農家の経費負担が増加。
特に、施設園芸は経営費に占める燃料費の割合が極めて高く、燃油価格の高騰は施設園芸農家に多大な影響を与えるものと懸念。

《促成いちごの変動費に占める燃料費の割合（2010年版 生産技術体系に基づく試算）》

	燃料費(千円/10a)	変動費に占める割合(%)
生産技術体系	415	26.1
現状 (H25.3のA重油価格)	669	36.3

- 燃油価格は社会情勢等により変化することから、価格高騰時に速やかに対応できる継続性を持った制度が必要である。

《A重油の価格推移（農作物価指数より）》 (単位：円/リットル)

区分	H24年11月	H24年12月	H25年1月	H25年2月	H25年3月
A重油単価	88.35	89.40	92.85	96.40	97.85

(2) 園芸用パイプハウスの交付金事業の対象化

- 園芸用パイプハウスの価格は、10年前の約2倍に上昇。原料の値上げなどから昨年度と比較しても約10%上昇し、今後も価格が低下する見込みはないとの見方がある状況。
- 国の交付金対象となる「低コスト耐候性ハウス」は、一般の鉄骨ハウスよりは安価ではあるものの、本県の園芸施設の大半を占めるパイプハウスの約2倍の価格（約900～1,100万円/10a）となっており、交付金を活用した施設導入が進まない状況。

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

《 要 望 事 項 》

6 農地転用許可権限の移譲

農地転用許可権限について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体が実施するという観点から、4 ha を超える転用許可権限を都道府県知事に移譲するとともに、2 ha を超え4 ha 以下の転用許可の国への協議を廃止するよう要望します。

【現状と課題】

1 現行制度の概要

4 ha を超える農地転用については国の許可、また、都道府県知事の権限である2 ha を超え4 ha 以下の農地転用許可に関しては、国への協議が必要。

2 改正農地法における転用許可権限の在り方について

平成21年に施行された改正農地法附則第19条において、5年後を目途に農地転用事務の実施主体の在り方等について検討し、必要に応じて措置を講ずるとしたが、国との転用手続は引き続き存置。

また、公共施設の転用を許可制にすることや、県、市町村の転用許可事務に対して適切な執行を求める「是正措置」ができるようにするなど、国の関与が強化。

3 国における検討状況

平成25年3月12日に閣議決定された義務付け・枠付けの第4次見直しにおいては、農地転用許可権限の移譲に係る見直し内容として、4 ha 超の許可の権限移譲については、「当該許可の迅速化を図るため、提出書類の簡素化などに関して、都道府県知事に通知する」とし、2 ha 超え4 ha 以下の許可に係る協議については、見送り・対象外。

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

《 要 望 事 項 》

7 森林整備に対する助成制度の拡充

地球温暖化防止に貢献し低炭素社会の実現に不可欠な森林を持続的に経営していくため、森林所有者の再造林の負担を軽減する定額方式の助成制度を創設するよう要望します。

また、改正前の森林法に基づき森林施業計画が認定されている森林について、当該計画の認定期間中は造林や間伐等に要する経費に対する補助を継続するよう要望します。

【現状と課題】

1 再造林の定額方式の助成制度の創設

- 平成 23 年度からの森林整備事業は、森林管理・環境保全直接支払制度に変更になったが、林業の採算性が大幅に悪化している状況下において、補助率は従前と変わらない定率方式の現行の制度では、再造林の促進につながらない状況。

2 森林施業計画認定期間中の補助の継続

- 今年度は森林経営計画制度発足から 2 年目であり、引き続き森林経営計画の策定に取り組むが、森林所有者との合意形成に一定の期間を要している状況。
- 改正前の森林法に基づき森林施業計画が認定されている森林で、平成 26 年 4 月以降も認定が有効な森林約 64,000ha については、森林経営計画認定森林と見なし、造林や間伐等への補助の対象とすることが必要。

《森林施業計画及び森林経営計画策定森林一覧表》

(単位：ha)

計画の終期	H23 年 3 月末	H24 年 3 月末	H25 年 3 月末	H26 年 3 月末	H27 年 3 月末
期限到来森林施業計画	59,107	35,254	86,224	98,164	64,280
有効な森林施業計画面積	343,029	283,922	248,668	162,444	64,280
森林経営計画面積	-	-	91,924	(195,000)	(235,000)

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

8 公共建築物等の木材利用促進に関する助成制度の拡充

「公共建築物等木材利用促進法」の施行による木材利用の気運の高まりを定着させ更なる木材需要拡大を図るため、公共建築物等の木材利用促進に対する助成制度の拡充を要望します。

【現状と課題】

- 森林・林業・木材産業づくり交付金（H24 国予算：14 億円）
平成 24 年度は県の要望に対する内示額は 69%と低い。
- 森林・林業再生基盤づくり交付金（H25 国予算：16 億円）※旧事業名：「森林・林業・木材産業づくり交付金事業」
平成 25 年度は、平成 24 年度 1 次補正で「森林整備加速化・林業再生基金事業」が措置されたことから、基金事業に振り替え。
- 森林整備加速化・林業再生基金事業（H24・1 次補正 国予算：915 億円）
平成 25 年度は上記交付金から振り替えした要望事案について、要望どおり支援できる見込み。
ただし、当該事業は平成 25 年度の期間限定。
- 「森林・林業再生基盤づくり交付金」は、全国の予算規模が小さいことから予算拡充が必要。
- また、平成 25 年度は、「森林・林業再生基盤づくり交付金」から「森林整備加速化・林業再生基金事業（強い林業・木材産業構築緊急対策事業）」に振り替えし、市町村等からの要望どおり支援できる見込みとなったが、当該基金事業は平成 25 年度の期間限定であることから、平成 26 年度以降の財政支援措置が必要。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

9 木材利用ポイント制度の継続

地域材の利用促進は、森林の適正な整備・保全、循環型社会の形成、更には大震災津波からの復興に資することから、「木材利用ポイント制度」を平成26年度以降も継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 木材利用ポイント事業は平成25年度（24年度補正予算）の単年度事業であり、今後の予算化は不透明。
- 消費税率が引き上げられる可能性があることから、今年度は住宅建築の駆け込み需要が予想。この反動が来年度以降に来ることが懸念され、住宅建築の県産材利用にインセンティブを与える対策が必要。

《木材利用ポイント事業の概要》

①予算額	41,000 百万円（全国）
②主な内容	<ul style="list-style-type: none">・地域材を活用した木造住宅の建築、内装木質化、木製品等の購入の際に木材利用ポイントを付与し、地域の農林水産物との交換等を行う取組を支援・全国事務局が都道府県ごとに設置した協議会（本県では岩手県地域型復興住宅推進協議会）と連携して、ポイントの発行・確認、商品交換などを実施
③対象期間	<ul style="list-style-type: none">・H25. 4. 1～H26. 3. 31 までに工事請負契約を締結したもの・ポイントの発行申請受付は7月上旬以降 (木製品等は H25. 7. 1 から H26. 3. 31 に購入したもの)

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

10 森林計画制度実行確保のための支援の充実

森林法改正に伴い市町村及び都道府県の森林管理に係る業務が大幅に増大していることから、地方自治体の執行体制を確保するため、地方交付税等の財政支援を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 森林法の改正による森林計画制度の実行確保を図るため、体制が脆弱な市町村の執行体制の強化に向けた地方交付税や経費補助の支援措置が必要。
 - (1) 林業単独の課を有している市町村は 33 市町村中 2 市
 - (2) 大部分の市町村が他の業務と兼務（林業の専門知識を有する職員が在籍している市町村は 1 市）
- 県においては、市町村並びに森林所有者等へ、森林計画制度の周知徹底や市町村森林整備計画等への助言・指導の強化のため、経費補助の充実が必要。

《市町村の林業組織の現状（平成 25 年 5 月現在）》

全市町村数 (A)	林業単独の課を有している市町村数 (B)	林業単独の課を有している市町村率 (B/A)	林業の専門知識を有する職員が在籍している市町村数 (C)	専門職員を配置している市町村率 (C/A)
33	2 盛岡市・遠野市	6.1%	1 盛岡市	3.0%

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

11 広葉樹林業の再興

輸入パルプ・チップ材に対抗できる我が国の広葉樹林業を確立するため、本県をモデル地域の一つに設定し、広葉樹の特殊性に応じた機械・技術の開発、林業従事者の育成、生産・流通を担う組織づくりなど、総合的な施策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の広葉樹は、県内陸部の製紙工場で高品質紙として世界に輸出され、世界シェアをドイツの企業と 2 分しているが、一方で広葉樹の特殊性に応じた機械・技術の開発など広葉樹林業の再興が課題。
- 広葉樹材の生産は高度な技術を必要とするが、林業従事者の高齢化が顕著であり、人材育成が喫緊の課題。
- 広葉樹林を主体とする森林経営について、森林の集約化、森林経営計画の作成、補助金の申請事務、広葉樹材生産・流通（販売）の計画・実行などを担う新たな組織の創設を検討する必要。

【県担当部局】農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

12 サケ及びアワビ等栽培漁業の安定化・効率化

- (1) 東日本大震災津波で大きな被害を受けたサケ増殖事業主体の事業再開を支援し、サケ資源の安定的な造成を図るため、稚魚放流に要する経費への助成を継続するとともに、回帰尾数が減少している本邦系サケ資源の回復に向けて、国において資源変動要因を解明し対策を講ずるよう要望します。
- (2) 東日本大震災津波で大きな被害を受けたアワビ、ウニ、ヒラメ等種苗生産施設の事業再開を支援するため、種苗生産が再開され放流事業が軌道に乗るまでの間、種苗生産施設の整備や種苗放流に要する経費への助成を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- かつて3～4%あった本県のサケ回帰率は、平成11年度以降、2%前後の低迷が続いてきたが、22年度は1.3%、23年度は0.6%、24年度は0.7%まで落ち込み、サケ漁獲金額も19～21年度平均(90億円)と比較して、23年度と24年度は5割程まで減少し、自営定置網を主な収入源とする各漁協の経営を悪化させている状況。
- サケ、アワビ等の放流事業主体である各漁協は、東日本大震災津波の復旧復興事業により多額の負債を抱えており、加えて、電力料金が値上げされた場合、サケ稚魚生産経費の約1割を電気料が占めることなどから、放流事業経費の増大が漁協経営を一層圧迫することが懸念。

【県担当部局】 農林水産部 水産振興課

18 野生鳥獣対策の拡充

野生鳥獣による農林業被害が増加し、更にはニホンジカによる高山植物の食害や天然林の植生変化などが生じ、生態系への影響も懸念されている状況にあります。

こうした中、岩手県では、現行制度における規制緩和を行い、捕獲数の上積みを進捗しており、特に、ニホンジカ対策として狩猟期間の延長や捕獲数制限の緩和などを実施してきておりますが、これらの規制緩和だけでは、個体数調整に必要な捕獲目標が達成できない状況にあります。

また、県南部のニホンジカから基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による個体数調整に支障が生じています。

このことから、被害対策はもとより、ニホンジカを始めとする有害鳥獣の個体数管理に主眼を置いた対策の強化が必要であり、著しく増加している野生鳥獣への対策を拡充するため、国における早急な支援等を実施するよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 個体数の適正管理施策の拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、野生鳥獣肉の放射性物質検出による捕獲圧低下問題への対応や捕獲の担い手の確保、新たな捕獲技術開発など、個体数管理に効果のある施策を充実するとともに、集中的な財政支援を行うよう要望します。

2 鳥獣被害防止対策の拡充

鳥獣被害防止総合対策交付金について、野生鳥獣の捕獲に対する地域住民の意識啓発活動を新たにメニューとして追加するとともに、侵入防止柵の設置など需要が拡大していることから十分な予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 個体数の適正管理施策の拡充

- 農作物被害額が深刻化

《ニホンジカによる農作物被害額の推移》 (単位：百万円)

	H19	H20	H21	H22	H23
被害額	51	148	154	177	157

- 課題

① 狩猟による捕獲圧の低下

野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われたため、食用目的の狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

② 捕獲の担い手の減少

狩猟者数の減少と高齢化が進行し、個体数管理に必要な捕獲の担い手が不足。

③ 捕獲効率の低下

捕獲の担い手の減少、特に狩猟者の高齢化により、従来からの猟法である巻狩り猟（グループ猟）に必要な獲物の追い立て役となる勢子の確保が困難となり、捕獲効率が低下。

《ニホンジカ捕獲数の推移》 (単位：頭)

	H19	H20	H21	H22	H23
狩猟	1,191	1,275	1,521	1,797	1,160
有害捕獲	288	308	417	376	743
計	1,479	1,583	1,938	2,173	1,903

《猟者登録数の推移》

	H19	H20	H21	H22	H23
県内狩猟者登録数	2,468人	2,352人	2,275人	2,130人	1,955人
うち60歳以上	52%	59%	59%	62%	67%

2 鳥獣被害防止対策の拡充

- 鳥獣被害防止総合対策交付金等の予算措置状況 (単位：千円)

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H24年度補正	H25年度
要望額①	18,113	66,339	31,960	83,028	60,020
交付額②	12,756	50,912	31,960	59,884	(未定)
充足率②/①	70.4%	76.7%	100%	72.1%	(未定)

※H24年度は「東日本大震災農業生産対策交付金」により措置された。

H24年度補正では「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」が講じられた。

- 課題

① 鳥獣被害防止総合対策交付金では、野生鳥獣の捕獲に対する地域住民の意識啓発活動の経費は補助対象外とされている。

② 鳥獣被害の拡大に伴い、市町村から侵入防止柵の設置など鳥獣被害防止総合対策交付金に対する要望額が増大しているものの、十分な予算措置がなされていないため、対策が進んでいない。

また、東日本大震災農業生産対策交付金においても、放射性物質汚染の影響が明確に認められない地域の取組及び侵入防止柵の新設は補助対象外とされている。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課

19 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「攻めの農林水産業」を展開するため、農林水産業が地域振興の基盤となる産業として確立できるよう、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域ニーズに即した柔軟な事業展開が可能な交付金の予算確保

遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の加速的な整備を推進するため、「農山漁村地域整備交付金」について、地域ニーズに的確に応えうる十分な予算の確保を要望します。

【現状と課題】

- 農林水産省の平成 25 年度の公共事業予算は、平成 24 年度緊急経済補正予算を合わせると、大幅削減前の平成 21 年度を超える水準。
- しかし、平成 25 年度予算は依然として、平成 21 年度比 65%に止まっており、平成 26 年度以降は当初予算において十分な予算の継続的な確保が必要。

《農林水産省所管公共事業費の推移》

(単位：億円)

事項	H21	H22	H23	H24	H25	
						+H24 補正
農業農村整備	5,772	2,129	2,129	2,129	2,627	4,267
林野公共	2,609	1,870	1,790	1,748	1,796	3,067
治山	992	688	608	575	611	1,216
森林整備	1,617	1,182	1,182	1,173	1,185	1,850
水産基盤整備	1,199	822	724	690	721	1,206
海岸	180	49	41	39	40	50
農山漁村地域整備交付金		1,500	318	96	1,128	2,778
一般公共事業費計	9,760	6,371	5,002	4,703	6,314	11,369
					H21 比 65%	H21 比 116%

【県担当部局】農林水産部 農村計画課、森林保全課 漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 食料自給力の向上に向けた農業生産基盤整備の推進

- (1) 攻めの農林水産業を展開するためには、遅れている本県の農業生産基盤の整備を加速する必要があることから、水田の大区画化・汎用化や農業水利施設の長寿命化のための農業農村整備対策予算を当初予算において十分に確保するよう要望します。

【現状と課題】

- 国の平成 25 年度の農業農村整備対策予算は、平成 24 年度緊急経済補正予算を合わせると、大幅削減前の平成 21 年度を超える水準となっているが、当初予算は依然として、平成 21 年度比 58%にとどまっている状況。

《 国の農業農村整備対策予算の推移 》

(単位：億円)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	
						+H24 補正
農業農村整備事業等※ ¹	5,772	2,129	2,397	2,691	2,627	4,267
農山漁村地域整備交付金	—	1,500※ ³	318	96	735	1,635
地域自主戦略交付金※ ²	—	—	4,772※ ⁴	5,515	—	—
計	5,772	—	—	—	3,362 H21 比 58%	5,902 H21 比 102%

※¹：農業農村整備事業及び農業体質強化基盤整備促進事業など

※²：沖縄県を除く都道府県分

※³：農林水産省全体分（林野、水産基盤、海岸を含む）

※⁴：4,772 億円のうち農業農村分野への配分は約 1,500 億円

- 本県の水田整備率（50.3%）は、東北で最も低位。一方、米の生産費（145 千円/10a）は、東北で最も高コスト。

また、これまで整備した基幹的農業水利施設は、今後 10 年で半数近くが耐用年数を超過する状況。

《 東北における本県の水田整備等の状況（H23） 》

区 分	岩手	青森	宮城	秋田	山形	福島	出典
水田整備率(%)	50.3	62.1	65.9	64.2	72.9	71.0	農林水産省
米の生産費(千円/10a)	145	127	126	127	127	116	データ

《 岩手県の基幹的水利施設における耐用年数の実態（H23 年度末現在） 》

施設種別	標準耐用年数	施設総数	耐用年数超過の実態				出典
			H23 年度末		H33 年度末見込み		
			施設数	割合	施設数	割合	
水路	40 年	1,400km	361 km	26%	643 km	46% (20%増)	岩手県 農業水利施設の維持更新計画 (H23 年度改定版)
頭首工	50 年	66 箇所	14 箇所	21%	25 箇所	38% (17%増)	
ポンプ場	20 年	50 箇所	32 箇所	64%	45 箇所	90% (26%増)	

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

2 食料自給力の向上に向けた農業生産基盤整備の推進

- (2) 国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、地域の要望に応えうる十分な予算を確保するとともに、施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている「岩手山麓地区」について平成 26 年度から確実に事業着手するよう要望します。

【現状と課題】

1 国営土地改良事業の予算確保

- 県内で実施中の国営土地改良事業 3 地区が、予定工期までに完了するためには、今後、これまでに以上の予算割当が必要。

《 県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況 》

事業名	地区名	工期	H26以降 残年数	事業費 (百万円)					H26 以降
				全体	H23 迄	H24	H25	H24 比	
かんがい 排水事業	わがちゅうぶ 和賀中部	H18 ～28	3	19,120	9,638	2,300	1,800	78%	5,382
〃	さるがいしがわ 猿ヶ石川	H20 ～26	1	5,830	2,528	950	880	93%	1,472
〃	わがちゅうおう 和賀中央	H24 ～33	8	21,500	—	150	300	200%	21,050
計	3 地区			46,450	12,166	3,400	2,980	88%	27,904

2 岩手山麓地区の早期事業着手

- 岩手山麓地区の施設(幹線用水路)周辺は、宅地化が進むとともに、鉄道を横断する水路橋も老朽化が進行。これらが損壊した場合には、人命や財産に甚大な被害を及ぼす恐れがあるため、施設の改修等の老朽化対策が喫緊の課題となっており、早期事業着手が必要。

《 岩手山麓地区の概要 》

地区名	関係市町村	関係土地改良区	予定事業量	経過	備考
いわてさんろく 岩手山麓	盛岡市 滝沢村	岩手山麓 土地改良区	岩洞ダム及び関連施設 北上川横断サイホン 1 カ所 I G R 横断水路 1 カ所 幹線用水路 17.4km	地区調査 H21～24 全体実施設計* H25～	H26 事業 着手希望

※全体実施設計：地区調査が行われた地区において、工事計画に係る設計を行い、事業着手後に事業費が著しく変動しない精度の事業費算定を行う。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

2 食料自給力の向上に向けた農業生産基盤整備の推進

(3) 農業用水の安定供給や農業・農村が有する多面的機能の発揮に向けて、水循環の中核を担う中規模（県営・団体営事業クラス）のダムや揚水機場等の維持管理に対する支援制度の創設を要望します。

併せて、施設の長寿命化とともに、美しい田園景観の維持や農村コミュニティの再生にも寄与している「農地・水保全管理支払交付金」について恒久化を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 中規模土地改良施設の維持管理に対する支援制度の創設

- 農業水利施設全般の補修と、大規模及び小規模施設の維持管理に対しては、国の支援制度が充実してきているものの、中規模施設の維持管理に関する部分が欠如。
- 農業生産を支える農業用水の循環や、農業・農村が有する多面的機能は、一連の農業水利施設が役割を發揮して、はじめて維持されるものであることから、現在、支援対象となっていない中規模施設を含めた施設管理施策の充実が必要。

《国の施設管理に対する支援制度》

施設規模	施設補修	維持管理
大規模 (国営造成クラス)	◆国営かんがい排水事業 ◆国営施設機能保全事業 等	◆国営造成施設管理費補助 ◆基幹水利施設管理事業
中規模 (県営造成クラス)	◆基幹水利施設ストックマネジメント事業 ◆土地改良施設維持管理適正化事業 等	【今回、制度創設要望】
(団体営造成クラス)	◆地域農業水利施設ストックマネジメント事業 ◆土地改良施設維持管理適正化事業 等	
小規模 (農地周りの末端)	◆農地・水保全管理支払交付金	

2 農地・水管理保全支払交付金の恒久化

- 農地・水保全管理支払交付金は平成 24 年度から第 2 期対策として実施され、農村の景観形成・生態系保全や農村コミュニティの再生などに地域から高い評価を得ているところ。
- 現行制度では、第 2 期対策としての実施期間が平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間に限られているが、こうした取組や効用を将来にわたり継続していくためには、制度の恒久化が必要。

《「農地・水保全管理支払交付金」制度の評価》

〔県内の活動組織・関係市町村を対象としたアンケート調査の結果（H22 年度実施）〕

項目	すごく役立つ	ある程度役立つ	どちらともいえない	あまり・全く役立っていない
施設の保全	50%	44%	4%	2%
施設の長寿命化	68%	28%	3%	1%
農村環境の向上	36%	51%	10%	3%

＜出典：岩手県 「農地・水・環境保全向上対策（第 1 期）」の評価書（H24 年 3 月）＞

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

2 食料自給力の向上に向けた農業生産基盤整備の推進

- (4) 従来、土地改良区等が実施してきた比較的小規模な農業水利施設や農地の整備については、地方財政の逼迫により事業導入が困難になっていることから、国営・県営事業と同様に自治体支援に対する財政措置を講じるとともに、平成 22 年度に廃止された事務的経費に対する国庫補助の復活を要望します。

【現状と課題】

- 大規模（国営事業クラス）、中規模（県営事業クラス）施設に連なる比較的小規模な農業水利施設や農地のきめ細かな整備は、従来、土地改良区等が事業実施主体となり、県や市町村が事業費の一部を支援する団体営事業として県内各地で実施していたところ。
- しかし、厳しさを増す地方財政環境から県や市町村の支援が困難となり、農家の整備要望は依然として多いものの、これに応えられない状況。
- 国営・県営事業の地方自治体負担分については、事業費補正として基準財政需要額に算入されるなどの財政措置があるが、土地改良区等が実施する団体営事業に対する自治体の支援については、事業費補正の対象となっていない状況。

《 農業農村整備事業の地方財政措置の状況 》

区分	受益面積要件	事業費補正	算入率	ガイドライン		備考
				県	市町村	
国営事業	3,000ha 以上等	有	20%	17.0%	6.0%	
県営事業	20ha 以上等	有	20%	27.5%等	10%等	
団体営事業	5ha 以上等	無	—	—	—	【今回、拡充要望】

- 農業農村整備事業の実施に必要な事務的経費への国庫補助は、平成 22 年度から廃止されているが、地方自治体が事業主体の場合は、事務的経費が地方債の対象となるなど一定の財政措置が講じられているところ。
- 一方、土地改良区が事業主体の場合は一切支援措置が無く、これが事業導入を一層困難にしている状況。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

2 食料自給力の向上に向けた農業生産基盤整備の推進

- (5) 大地震の発生による農業水利施設への影響が懸念されていることから、農業用ダムをはじめとする国が造成した農業水利施設について、国において早急に耐震診断を実施するとともに、その診断結果に基づき必要な耐震対策を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- 近年、本県では、平成 20 年の岩手・宮城内陸地震、平成 23 年の東日本大震災及びその余震などの大地震が頻発しており、ダムの決壊など土地改良施設への重大な影響が懸念。
- 平成 24 年 3 月に策定された「新たな土地改良長期計画」では、国営造成施設の重要構造物に係る耐震設計・照査を平成 28 年度までに約 6 割の箇所を実施するとされているところ。
- 県内の国営造成施設については、平成 24 年度までに岩洞ダム、豊沢ダムの 2 施設で耐震診断が実施されたが、残りの農業用ダム 6 施設や水管橋などの重要施設については、実施時期等が明確に示されていない状況。

《 県内の国営造成農業用ダムの耐震診断の実施状況 》

ダム名	竣工	堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千 m^3)	耐震診断 実施時期
岩洞	S35	40.0	351.0	65,600	H24
煙山	S48	21.8	528.5	1,410	未定
山王海	H13	61.5	241.6	38,400	未定
葛丸	H3	51.7	220.0	5,000	未定
豊沢	S36	59.1	150.0	23,400	H24
千松	H10	26.8	111.0	260	未定
相川	H10	40.3	168.0	1,770	未定
大志田	H16	63.7	165.0	11,300	未定

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

3 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、平成 17 年度から 19 年度まで林業公社の経営安定化対策として実施された任意繰上償還と同様の措置を講じるよう要望します。
- (2) 県有林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

- (1) 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は平成 17 年度から 19 年度まで措置されていたが、平成 20 年度以降は措置されていない状況。
日本政策金融公庫からの本県の起債は元金 634 億円、利息 296 億円、合計 930 億円（平成 25 年 4 月 1 日現在）となっているが、このうち利率 3.5% 以上の高金利の元金が 188 億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫している状況。
- (2) 平成 18 年度から、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、平成 21 年度からは、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても同様の措置がなされているところ。
一方、林業公社事業と両輪で森林の造成を進めてきた県有林事業分の起債 441 億円に係る年間利子相当額 1,088 百万円については、特別交付税措置がなされていない状況

【県担当部局】 農林水産部 森林保全課

《 要 望 事 項 》

4 目的税の創設による森林の整備・保全

森林を適切に整備・保全し、森林の有する公益的機能の持続的な発揮を図るため、管理不十分な森林の整備について、新たな目的税を財源として国が全面的に支援する制度の創設を要望します。

【現状と課題】

- 木材価格の長期低迷や山村地域の過疎、高齢化により森林整備が進まず、管理不十分な森林が存在。
- このような中、本県を含む 33 県（H25.4 現在）が独自課税を財源とした森林整備に取り組んでおり、森林整備に対する税負担については、国民の理解が深まっているところ。
- 本県では「いわての森林づくり県民税」を平成 18 年度から導入。その際、県議会から、「国においては、森林の公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境の保全に関する施策を一層充実させ、強力に推進するとともに、その財源として森林環境税等目的税を創設されるよう、強く要望する。」旨の意見（平成 17 年 12 月議会）が出されているところ。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

5 農村地域における再生可能エネルギーの導入促進

(1) 農村地域における小水力発電施設等の導入促進

国営土地改良施設への発電施設整備について、現在実施中及び調査中の国営事業地区において積極的に進めるとともに、既設の国営施設においても国が発電施設を整備できる制度の創設を要望します。

(2) 木質バイオマスエネルギーの導入支援

木質バイオマスを活用した熱電供給設備の整備やチップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備など、木質バイオマスエネルギー導入に対する財政支援の拡充を要望します。

【現状と課題】

(1) 農村地域における小水力発電施設等の導入促進

- 農村地域において再生可能エネルギーの導入を促進するためには、まずは、施設規模や流下水量などエネルギーのポテンシャルが高い国営土地改良施設において、小水力発電施設の整備を進めることが重要。
- また、小水力発電施設の導入を県や土地改良区等が管理する施設に波及させるためには、そうした国の先駆的な取組における導入検討から運用開始までのノウハウの蓄積や、その成果の実証展示が効果的。
- 本県が平成 21 年度から実施している小水力発電の導入可能性調査の中では、多くの国営施設において採算性が期待できる（導入可能性有）との結果を得ており、現在、実施中及び調査中の地区での整備に加え、既設の国営施設においても国が発電施設を整備できる制度の創設が必要。

《小水力発電導入可能性調査の結果》

年 度	調査箇所	左のうち 採算性有	うち国営施設
H21	6	4	2
H22	11	7	4
H23	7	3	1
H24	6	3	1

(2) 木質バイオマスエネルギーの導入支援

- 県では、国の補助事業等を活用して木質バイオマスエネルギー利用施設整備を促進。
- 平成 26 年度以降の木質バイオマスエネルギー利用施設整備に対する助成制度は、「森林・林業再生基盤づくり交付金」が考えられるが、予算規模が小さいことから、予算確保が必要。(H25 国予算 1,610 百万円)
- 木質バイオマスエネルギー利用を促進するためには、利用施設の整備に係る初期投資の軽減や燃料安定供給の体制整備が課題。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課
農林水産部 林業振興課

《 要 望 事 項 》

6 松くい虫被害対策の強化

太平洋側の松くい虫被害の北上を阻止するため、「森林整備加速化・林業再生基金事業」による森林病虫獣害対策について、平成26年度も事業を継続するよう要望します。

【現状と課題】

- 近年の被害量は4万m³前後で推移しているが、平成24年度は内陸部を中心に被害が北上傾向にあることから、効果的な防除対策が課題。
- 平成21年度から平成23年度には、これまでの森林病虫害等防除事業、森林整備事業に加え、森林整備加速化・林業再生基金事業（全額国庫、以下「加速化事業」という。）による感染源の徹底駆除を実施。
- 加速化事業による松くい虫対策は平成23年度で一旦終了したが、平成24年度補正予算（1次補正）により加速化事業のメニューに森林病虫害獣害対策が追加措置され、平成25年度に感染源の徹底駆除等を実施中。
- 加速化事業を活用して行う感染源の徹底駆除は効果が大きいものの、事業期間が平成25年度限りであることから、平成26年度の財源及び駆除量の確保が課題。

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

20 道路整備事業の促進

本県は、首都圏の一都三県に匹敵する広大な面積を有しており、移動手段を自動車交通に依存している状況にあります。道路は、県民生活や経済・社会活動を支える最も基礎となる社会基盤のひとつであり、救急医療機関へのアクセスの向上や災害時における救援物資等の輸送の確保、地域間の交流・連携の促進を図るなど、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るためには、幹線道路ネットワーク等の整備が必要不可欠であることから、次の事項について要望します。

《 要 望 事 項 》

1 直轄道路等の整備促進

(1) 直轄道路の整備促進

内陸における地域間の交流・連携を促進し、快適・安全な生活を支えるため、直轄道路の整備を促進するよう要望します。

○ 一般国道4号の整備促進

東北縦貫自動車道とともに国土の骨格を形成する基幹道路である一般国道4号のバイパス等事業中区間の早期完成及び2車線区間の早期4車線化を図るよう要望します。

○ 一般国道46号の整備促進

盛岡都市圏の交通を円滑にし、都市環境を改善するなど都市機能を高める一般国道46号盛岡西バイパスの早期完成及び盛岡西バイパス南伸の早期事業化を図るよう要望します。

(2) スマートインターチェンジの整備促進

既存の高速道路の利便性を高め、県民の安全で安心な暮らしを守り、活力ある地域社会の形成を図るために必要不可欠なスマートインターチェンジ（スマートIC）の整備を促進するよう要望します。

○ スマートICの整備のための予算の確保

高速道路の利便性を高め、産業振興や地域医療等を支援するスマート

ICの整備を促進するため、必要な予算を確保するよう要望します。

○ 新規採択に当たっての地域の実情の反映

新規採択に当たっては、費用便益に地域活性化を考慮するなど地域の実情を反映するよう要望します。

2 一般国道 106 号の指定区間編入

「岩手、秋田を結ぶ地域連携軸」を一層強化するため、格子状骨格道路ネットワークを形成する一般国道 106 号を指定区間に編入し、一般国道 46 号等と併せ、国で一体的に管理するよう要望します。

【現状と課題】

○ 一般国道 4 号の 4 車線化率

県内延長：210.1km、4 車線区間延長：60.1km、進捗率：28.6% (H25. 3.31 時点)

主な整備必要箇所

	工区名	全体延長	H24 年度末供用延長
事業中区間 (バイパス計画)	水沢東バイパス	9.6km	4.6km
	渋民バイパス	5.6km	2.5km
事業中区間 (4 車線計画)	北上拡幅	12.2km	9.2km
	盛岡北道路	3.6km	0.0km
未事業化区間 (4 車線化)	一関拡幅	約 0.8km	—
	水沢東バイパス～北上拡幅間	約 8.5km	—
	北上拡幅～花巻東バイパス間	約 3.0km	—

○ 一般国道 46 号盛岡西バイパス

全体延長：7.8km、H24 年度末供用：6.6km、H25 年度：全線暫定開通予定

○ スマート IC 設置検討箇所

名称	区間	備考
(仮称) 平泉 S I C	一関 I C ～ 平泉前沢 I C	
(仮称) 滝沢南 S I C	盛岡 I C ～ 滝沢 I C	H25 年度新規事業化
(仮称) 矢巾 S I C	紫波 I C ～ 盛岡南 I C	H25 年度新規事業化
(仮称) 奥州 S I C	平泉前沢 I C ～ 水沢 I C	H25 年度新規事業化

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

21 河川・砂防施設整備事業の促進

本県は、河川の整備率が未だに低く、また、地形的・社会的要因から多くの土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所を抱えています。自然災害等に対する県民の不安を軽減し、県民の安全で安心な暮らしを実現するためには、河川改修や砂防施設の整備が必要不可欠であることから、次の事項について要望します。

《 要 望 事 項 》

1 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、平成14年7月の台風6号や平成19年9月の二度の豪雨等、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、県民が安全で安心できる県土づくりを推進するため、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図るよう要望します。

- (1) 一関遊水地事業の促進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の促進

2 直轄砂防事業の促進

岩手山や秋田駒ヶ岳の火山活動等により土砂災害の発生が懸念されることから、早急に被害の防止・軽減を図るため、八幡平山系直轄火山砂防事業の完成時期が遅れることがないように、引き続き整備促進を図るよう要望します。

【現状と課題】

1 直轄河川改修事業の促進

- 県の河川整備率は、県管理河川48.3%、国管理河川46.7%と、全国平均の約58%（平成14年度末）と比較し、依然として低い水準。
- 特にも、国管理河川の整備率は、計画治水安全度の高さも影響しているが、極めて低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。

≪河川整備率（平成 23 年度末）≫

	県管理河川	国管理河川	全 体	適 用
河 川 数	311河川	16(14)河川	313河川	(14河川は重複)
河 川 延 長	2,830.5km	291.5km	3,122.km	(ダム除き)
要改修延長	1,431.5km	272.1km	1,703.6km	(国は左右岸計延長)
改修済延長	690.7km	127.2km	817.9km	(国は左右岸計延長)
河川整備率	48.3%	46.7%	48.0%	(全国58%:H14末)

2 直轄砂防事業の促進

- 平成 2 年度から、岩手山、秋田駒ヶ岳等の火山活動の影響により荒廃した八幡平山系に対して直轄火山砂防事業を実施。
- 岩手山周辺を中心に 40 溪流のうち 15 溪流において砂防堰堤 24 基、遊砂池 1 箇所が完成、平成 25 年度は、3 基の堰堤工事が進められ、内 2 基が完成予定。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災課

22 港湾・海岸整備事業の促進

県内の産業を支える物流拠点づくりや地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを推進するとともに、津波被害から県民の生命・財産を守るため、次の事項について要望します。

《 要 望 事 項 》

1 直轄港湾・海岸整備事業の促進

産業を支える物流拠点づくりなどを推進するとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、直轄港湾事業の事業期間を前倒しのうえ早期完成を図るよう要望します。

- (1) 久慈港湾口防波堤の整備促進
- (2) 宮古港竜神崎防波堤の整備促進

【現状と課題】

○ 完成予定時期

- ・久慈港湾口防波堤 H40 頃
- ・宮古港竜神崎防波堤 H29 頃

○ 近年の予算状況（事業費：百万円）

	H23 当初	H24 当初	H25 当初
久慈港湾口防波堤	1,568	3,699	5,429
港湾事業	1,300	3,400	4,877
海岸事業	268	299	552
宮古港竜神崎防波堤	70	991	1,699
合 計	1,638	4,690	7,128

【県担当部局】 県土整備部 港湾課

23 地方の社会資本整備を推進するための予算の確保

平成 24 年度補正予算において、国民の命と暮らしを守るインフラ再構築、生活空間の安全確保・質の向上に資する事業に特化した「防災・安全交付金」が創設されたところですが、県民の安全で安心な暮らしを守る防災施設等の整備や、老朽化した橋梁などの社会資本の維持管理など、本県にとって必要な予算が十分に確保されていない状況にあります。

また、広大な県土を有する本県では、物流の効率化や広域的な観光への支援等に向けた社会資本整備を進めていく必要があります。

つきましては、次の事項について、着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 道路事業の推進

物流を支える幹線道路ネットワークの整備とともに、広域的な観光や圏域を越える交流・連携の促進、ひとにやさしいまちづくりのための道路の無電柱化、日常生活を支える道づくり、道路除排雪等による冬期交通の安全な確保など、国道や地方道の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

2 河川・砂防事業の推進

近年に家屋等の浸水被害が発生した区域の災害防止や、都市部等における予防的な治水対策、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所などにおける土砂災害対策など、災害に強い県土づくりを着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

3 県営ダム建設事業の推進

ダム建設による洪水被害の防止や水資源の確保などの整備効果を早期に発現させるため、築川ダムの整備を推進するための予算を確保するよう要望します。

4 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、盛岡南新都市地区開発整備事業をはじめとする土地区画整理事業や街路事業等の都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

5 港湾・海岸事業の推進

県内の産業を支える物流拠点や地域の産業振興に資する観光・交流拠点づくりを進めるとともに、過去に甚大な被害を受けてきた津波から県民の生命・財産を守るため、港湾や海岸保全施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

6 住宅整備事業の推進

県民の暮らしを守る住宅セーフティネットを確保するため、公営住宅の改善や老朽化した公営住宅の建替などを計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

7 適切な維持管理の推進

老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、下水道などの社会資本について、良好な状態を維持し、安全性・信頼性の確保を図るため、維持管理計画に基づく適切な事業を推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

○ 主な交付金の本県配分状況（市町村事業含む） （国費：百万円）

交付金名	H23 当初	H24 当初	H25 当初	備考
社会資本整備総合交付金	23,582	21,893	11,171	通常分と全国防災の計
防災・安全交付金	—	—	12,087	
地域自主戦略交付金	5,805	6,215	—	国土交通省分のみ
合計	29,387	28,108	23,258	

・本県への配分額は年々減少傾向にあり、社会資本整備を進めるための予算が十分確保できていない状況。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

24 浄化槽整備事業の推進

本県は、中山間地域を多く抱えていることから、健全な水循環を確保するため、生活排水対策として浄化槽の計画的、効率的な整備に取り組んでおり、今後、一層の普及促進が必要となっています。

また、市町村財政は、税収減や交付税の落ち込み、福祉負担の増加などにより一段と厳しくなっていることから、浄化槽の更なる整備促進を図るため、次の事項について要望します。

《 要 望 事 項 》

1 低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業の恒久的制度化及び事業採択の要件の緩和

平成 22 年度から実施している低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業については、1 年毎に制度を延長する時限措置ではなく、恒久的な制度とするよう要望します。

また、事業の採択要件である設置基数及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換率についても、地域の実情から要件を満たすことが困難であることから要件を緩和するよう要望します。

【現状と課題】

○ 国の要件

温室効果ガス削減に貢献する省エネ型浄化槽の整備について、以下の要件を満たすものについて、国庫助成率が嵩上げされるもの。(1/3→1/2)

- ①低炭素社会対応型浄化槽の整備区域内普及率を 10 ポイント以上又は 30 基以上向上させる計画であること
- ②低炭素社会対応型浄化槽の整備計画基数中、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を 10% 以上実施する計画であること

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課

25 農業集落排水施設の災害復旧事業における補助の拡大

農業集落排水施設は、平成 20 年岩手・宮城内陸地震、平成 23 年東日本大震災津波と相次いで発生した大地震により甚大な被害を受け、災害復旧事業により復旧してきたところですが、補助率は特例等により嵩上げ措置があるものの、その要件に該当しない場合は通常補助率が適用され、多大な負担を強いられております。

農業集落排水施設は、農村部の汚水処理施設として、公共下水道等と同等の役割を担っているにもかかわらず、現行の制度下では下水道の災害復旧に比べて補助率が低いことから、市町村の財政負担の軽減を図るとともに、今後の大規模な地震の発生による災害に円滑に対応するため、次の事項について要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業集落排水施設の災害復旧事業にかかる補助率の引上げ

農村部の汚水処理を担う農業集落排水施設は、都市部の公共下水道と同様、住民のライフラインとして、重要度の高い公共施設の一つであることから、災害復旧事業の補助率を下水道等の公共施設と同じ 2 / 3 に引き上げるよう要望します。

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課

26 第71回国民体育大会及び 第16回全国障害者スポーツ大会開催に係る支援

本県では、第71回国民体育大会（以下「国体」という。）及び第16回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を、東日本大震災津波からの「復興のシンボル」として位置づけ、県民、民間、行政が一体となって、開催準備を進めています。

しかしながら、大震災津波からの復旧・復興に最優先で取り組んでいる中で、国体開催に係る施設の整備や、競技運営に要する経費の確保、開催準備にあたる人員の確保に苦慮している状況にあります。

つきましては、このような状況を御理解いただき、従来からの御支援に加え、次に掲げる財政支援等を講じられますよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国体及び大会の開催経費に対する財政支援の拡充

スポーツ基本法に定める国体及び大会の主催者として、地方スポーツ振興補助金や身体障害者福祉費補助金の増額、対象範囲の拡大などにより、開催経費について応分の負担をするよう要望します。

2 国体競技施設の整備に対する積極的な支援

国体競技施設の整備が円滑に進むよう、補助制度の創設や、既存制度の活用について、積極的な支援を要望します。

- (1) 県、市町村が行う国体競技施設の整備のための補助制度の創設
- (2) 国の他省庁、関係団体が所管する施設整備に係る助成制度において、国体競技施設の優先的な取扱いについての働きかけ

3 中央競技団体が行う運営支援に対する補助制度の創設

中央競技団体が、国体開催のため、次のような開催地への運営支援を行う場合に要する経費に対する補助制度を創設するよう要望します。

- 開催地に貸し出すための特殊競技用具の整備
- 県外からの競技役員の派遣に係る経費負担
- 競技役員の養成に係る講習会等の実施に係る経費負担

【現状と課題】

1 国体及び大会の開催経費に対する財政支援の拡充

- 開催経費のほとんどを開催県が負担している現状にあり、復旧・復興を最重要課題として取り組んでいる本県の財政状況を考えれば、財政運営上厳しい状況。
- 国体開催経費に係る補助対象経費が、式典及び競技運営に直接必要な経費に限定されているため、施設整備費及び運営費に係る市町村への補助などは、開催のために必要な経費でありながら、補助対象経費とならず開催地負担となっている状況。

2 国体競技施設の整備に対する積極的な支援

- 国体開催に向けた競技施設改修に活用可能な助成制度のうち、社会資本整備総合交付金については施設改修の多くが対象要件から外れるほか、スポーツ振興くじ助成金（toto）についても補助対象が限定（附帯設備のみの改修不可）されるなど、助成制度を活用できない施設改修が多く、県及び市町村の負担が大きくなっている状況。

《施設整備に当たって活用可能な助成制度》

制 度 名	制 度 概 要
社会資本整備総合交付金 (国土交通省)	対象施設：都市公園計画として計画された施設 対象事業費：5億円以上
スポーツ振興くじ助成金（toto） (（独法）日本スポーツ振興センター)	対象事業：グラウンド芝生化事業、施設整備事業 (夜間照明施設整備等)等

3 中央競技団体が行う運営支援に対する補助制度の創設

- 以下の経費は中央競技団体が負担することとし、開催県及び会場地市町村等の負担増とならないよう財源措置が必要。

経 費 区 分	負 担 者
①競技会で使用する特殊競技用具の整備費 (※終了後有効活用できない用具もあり)	開催県及び会場地市町村
②中央競技団体から派遣される県外競技役員の派遣経費（旅費等）	開催県
③近県からの派遣が必要な競技役員に係る派遣経費（旅費等）	会場地市町村
④競技役員の有資格者を確保するために開催する講習会等の経費	開催県の競技団体

【県担当部局】国体・障がい者スポーツ大会局 総務課、施設課、競技式典課

27 高校授業料無償化の継続及び拡充

公立高等学校に係る授業料の不徴収制度及び高等学校等就学支援金の支給制度（以下「高校授業料無償化」という。）の見直しに当たっては、現行制度を継続・拡充するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 高校授業料無償化の継続・拡充

高校授業料無償化について、現行制度を継続するよう要望します。

仮に所得制限を導入する場合であっても、東日本大震災津波の被災県については、当分の間、所得制限対象からの除外、若しくは、義援金や年金等を所得から除外するなどの特例措置を設定するよう要望します。

また、高等学校等就学支援金については、低所得世帯の保護者負担が生じないよう加算金支給額を増額するなど、制度を拡充するよう要望します。

2 公立高等学校授業料不徴収交付金の拡充

現行の制度において、公立高等学校授業料不徴収交付金の算定から除かれている卒業生及び留年した生徒についても交付金の対象とするよう制度の拡充を要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
総務部 法務学事課

28 高校生を対象とした奨学金制度の拡充

経済・雇用情勢が逼迫している現状で、高校生を対象とした奨学金制度は必要不可欠であることから、低所得者層の家庭の高校生を対象とした、給付型の奨学金制度の創設を次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 給付型の奨学金制度の創設

厳しい経済・雇用情勢が続く中、教育の機会均等を図るため、家庭の経済状況に左右されずに安心して学業に専念できるよう、低所得者層の家庭の高校生を対象とした給付型の奨学金制度を創設するよう要望します。

【現状と課題】

○ 国の予算要求の動き等

文部科学省は平成 22～24 年度の概算要求において「高校生に対する給付型奨学金制度の創設」（新規）として計上したが、政府予算には計上を見送られた。このため、平成 26 年度予算において必要な予算を要求するために制度設計を検討しているところ。

○ 課題等

平成 22 年度の岩手の一人当たりの県民所得は 2,234 千円であり、全国平均の 2,729 千円を 100 とした場合、81.9 と大きな格差がある。教育の機会均等の拡充を図り、家庭の経済状況に左右されずに安心して学業に専念できるよう、低所得者層の高校生を対象とした国の支援が必要である。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室

29 新たな教職員定数改善計画の策定

今日的な教育課題の解決に向けた個に応じたきめ細かな教育を実施するため、また、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施することを要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られており、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現のため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

また、同様に、高等学校における教職員定数改善計画の策定も見送られており、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな定数改善計画を早期に策定し実施するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

30 学校施設の耐震化推進に係る支援措置の拡充

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化に係る全ての計画事業を実施できるよう、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置の拡充

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の補強に係る国庫補助率3分の2の嵩上げ措置の対象を拡充するよう要望します。

さらに、補強が困難でやむを得ず改築する建物に係る国庫補助率の嵩上げ措置を、補強工事と同様に3分の2に引き上げるとともに、嵩上げ対象を拡大する特例を設けるよう要望します。

また、防災機能強化事業における建築非構造部材の耐震化工事に係る国庫補助率を3分の2に引き上げるよう要望します。

2 公立高等学校施設の耐震化に対する国庫補助の適用

公立高等学校の耐震化事業も国庫補助対象とするとともに、地震防災対策特別措置法に基づく補助率の嵩上げ措置（補助率2／3）も適用するよう要望します。

3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

4 私立学校施設の耐震化に対する国庫補助の拡充

小中学校及び高等学校等施設の耐震改築事業も国庫補助対象とするとともに、私立学校施設の耐震化に係る国庫補助率を公立学校と同等とするよう要望します。

【現状と課題】

1 公立学校

(1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置 (H27 年度まで)

○ 補助率の嵩上げ (例)

区 分		原則	地震特措法による特例	
			Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
小・中学校 校舎・屋体	耐震補強	1 / 3	2 / 3	1 / 2
	改築	1 / 3	1 / 2	—

- ・ Is 値 0.3 以上の建物の耐震補強及び Is 値 0.3 未満の建物の改築に係る補助率について、Is 値 0.3 未満の建物の耐震補強と同様の嵩上げ措置 (補助率 2 / 3) を要望するもの。併せて、Is 値 0.3 以上の建物の改築についても嵩上げ措置を要望するもの。

(2) 耐震化完了の見通し及び課題等 (小中学校)

- 国においては、公立の義務教育諸学校施設について、平成 27 年度末までに耐震化を完了することを基本方針として定めているが、本県においては学校の統廃合計画との調整、震災に係る学校施設の復旧整備との兼ね合い等により、達成が困難な自治体がある。

2 私立学校

(1) 現状

○ 耐震化率

岩手県公共建築物の耐震化の状況調査 (H24. 3. 31 時点)

- ・ 私立学校全体 : 63.2% (全棟数 76 棟の内 48 棟)

○ 補助率

区 分		原則	地震特措法による特例	
			Is 値 0.3 未満	Is 値 0.3 以上
私立学校	耐震補強	1 / 3 ※Is 値 0.3 未満は 1 / 2	—	—
	耐震改築 (幼稚園のみ)	1 / 3 ※Is 値 0.3 未満は 1 / 2	—	—

- ・ 幼稚園以外の耐震改築に係る補助を要望 (小中学校・高等学校・特別支援学校は、低利融資のみ。)
- 併せて、公立学校施設と同等の補助率を要望。

(2) 課題

- 平成 27 年度目標は 82.0% であるが、耐震化が進んでいない。私立学校の経営は、個々の学校によって様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況。

【県担当部局】 教育委員会事務局 教育企画室
総務部 法務学事課

31 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、平泉町に設置することを要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

日本の古代から中世にかけての移行期にあたる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在しているが、東北・北海道には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところです。

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が世界遺産に登録され、機運が一層高まっていることから、平泉町に総合的な研究拠点施設を設置するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化課